

令和8年6月定例会提出議案概要		
1	招集告示日	令和8年6月2日
2	招 集 日	令和8年6月9日
3	提出議案件数	27件
	予 算	5件
	条 例	7件
	その他	15件
4	議案等件名	
	議案第34号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について 1
	議案第35号	令和8年度西条市一般会計補正予算（第1回）の専決処分について 2
	議案第36号	令和8年度西条市一般会計補正予算（第2回）について
	議案第37号	令和8年度西条市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
	議案第38号	令和8年度西条市介護保険特別会計補正予算（第1回）について
	議案第39号	令和8年度西条市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1回）について
	議案第40号	財産の取得について 3
	議案第41号	財産の取得について 4
	議案第42号	字の新設及び区域の変更について 5
	議案第43号	字の区域の変更について 6
	議案第44号	土地改良事業の施行について 7
	議案第45号	特定事業契約の一部変更について 8
	議案第46号	西条市行政手続条例の一部を改正する条例について 9
	議案第47号	西条市税条例の一部を改正する条例について . . 10
	議案第48号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 11
	議案第49号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について 16
	議案第50号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について . 17
	議案第51号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正

	する条例について	18
報告第4号	令和7年度西条市繰越明許費繰越計算書について	19
報告第5号	令和7年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	20
報告第6号	西条市土地開発公社の経営状況について	21
報告第7号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について	22
報告第8号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について	23
報告第9号	市道百軒巷1号線の道路の側溝蓋不全による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	24
報告第10号	物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	25
報告第11号	物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	26
報告第12号	権利の放棄について	27

議案第 3 4 号 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
(課税課)

- 1 提出の理由
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。
- 2 概要
- (1) 上場株式等に係る個人住民税の配当割において、同族会社大口株主が支払いを受ける配当等が、配当割の対象に追加される法改正に伴い、規定の整備を行う。

(2) 個人住民税に係る住宅借入金等特別控除を有する場合の所得税額の特別控除の見直しによる法改正に伴い整備を行う。

(3) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税の特例措置を拡充するとともに、既存の改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定を新設する。

(4) 軽自動車税の環境性能割を廃止することに伴い、規定の整備を行う。
- 3 施行期日
- 令和 8 年 4 月 1 日

議案第 3 4 号資料 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について 主な改正点

1 市県民税 (条例第 3 3 条、附則第 7 条の 3、附則 7 条の 3 の 2 関係)

(1) 特定大口株主配当等の配当課税に係る法改正に伴い規定の整備を行うもの

同族会社大口株主（内国法人に係る株式等の保有割合が自己の同族会社である法人との合計で 3 % 以上となる者）が支払いを受ける配当等が配当割（※）の対象に追加される。ただし、申告不要の選択はできない。

（※）個人住民税の配当割・・・配当支払い時に税率 5 % 特別徴収（申告不要で課税関係を終了可能）のほか、総合課税（税率 1 0 %）又は分離課税（税率 5 %）の選択が可能

(2) 住宅借入金等特別控除を有する場合の所得税額の特別控除の見直しによる法改正に伴い規定の整備を行うもの

既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・Z E H 水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しを行った上で、適用期限を 5 年延長する。（※適用期限の延長は、令和 9 年 1 月 1 日施行）

2 固定資産税 (附則第 1 0 条の 2 関係)

(1) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の拡充及び延長を行う法改正に伴い規定の整備を行うもの

ア 対象資産を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、基準に適合する改修工事を行った一定のものとする。

イ 固定資産税額の 3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において条例で定める割合に相当する金額を減額することとする見直しを行った上、適用期限を令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで 3 年間延長する。（わがまち特例の適用）

3 軽自動車税 (第 1 8 条の 3 関係ほか)

(1) 軽自動車税における環境性能割の廃止による法改正に伴い規定の整備を行うもの

国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するため、軽自動車税の環境性能割が廃止される。条例中の文言整理で、「種別割」を「軽自動車税」への変更や、環境性能割に関する条項の削除などの整備を行う。

なお、この法改正の施行日前までに課税する環境性能割については、従前の例によるものとする。

議案第35号 令和8年度西条市一般会計補正予算（第1回）の専決
処分について
(財政課)

1 提出の理由
令和8年度西条市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規
定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

2 概要
令和8年3月18日に西条市長への不信任決議案が可決され、同月29日
に自動失職したことに伴い、令和8年5月17日に執行された西条市長選挙
に係る経費を予算措置したもの

3 予算の内容
56,457千円
報償費 13,129千円
役務費 9,218千円
その他 34,110千円

財源内訳
繰入金 56,457千円

議案第 4 0 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

大型提示装置を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

大型提示装置

(2) 取得金額

6 8, 6 3 4, 7 2 0 円

(3) 取得相手方

西条市樋之口 4 5 4 番 3

四国通建株式会社西条営業所

所長 伊 藤 健 司

議案第 4 0 号資料 財産の取得について

大型提示装置

1 仕様の概要

品 名	数 量
タッチディスプレイ型大型提示装置	1 6 8 台
搬入費用等諸経費	一式

※小中学校 3 5 校のうち小学校 1 4 校分

※令和 7 年度に小学校 1 0 校分を更新済

2 納入期限

令和 9 年 3 月 2 4 日

3 入札日及び場所

令和 8 年 4 月 2 8 日

西条市役所 本館 5 階 5 0 5 会議室

4 入札結果

(単位：円、税別)

業者名	代表者	入札価格
四国通建株式会社西条営業所	所長 伊藤 健司	6 2 , 3 9 5 , 2 0 0
ケーオー商事株式会社東予営業所	所長 村上 伸二	6 9 , 2 1 6 , 0 0 0
アカマツ株式会社西条営業所	所長 村上 寿秀	7 6 , 1 0 4 , 0 0 0
株式会社四電工西条営業所	所長 玉井 良一郎	辞退
株式会社トップエフォート	代表取締役 莖田 政克	辞退
株式会社ハートネットワークハートステーション S A I J O B A S E 店	営業局 局長 井上 和志	辞退
西新事務器有限会社	代表取締役 片山 大輔	辞退
有限会社カワムキ商事	代表取締役 川向 利之	辞退
北四国商事株式会社東予営業所	所長 木村 栄志	辞退

※金額は、入札書記載金額

5 落札金額 6 8 , 6 3 4 , 7 2 0 円

(注) 入札書記載金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額

議案第 4 1 号 財産の取得について

(契約課)

1 提出の理由

災害対応特殊救急自動車を取得することについて、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 概要

(1) 取得物件

災害対応特殊救急自動車

(2) 取得金額

1 7, 9 3 0, 0 0 0 円

(3) 取得相手方

西条市飯岡 1 3 5 5 番地 5

愛媛トヨタ自動車株式会社西条・新居浜店

店長 重 松 晃 輔

議案第 4 1 号資料 財産の取得について

災害対応特殊救急自動車

1 仕様の概要

品 名		災害対応特殊救急自動車
数 量		1 台
規 格	型 式	高規格救急自動車
	総重量	3 . 3 t
	長 さ	5 . 6 6 m
	幅	1 . 8 9 m
	高 さ	2 . 4 9 m
	エンジン排気量	2 , 6 9 0 c c
	乗車定員	7 人

2 納入期限

令和 9 年 3 月 1 2 日

3 入札日及び場所

令和 8 年 5 月 1 1 日

西条市役所 本館 5 階 5 0 5 会議室

4 入札結果

(単位：円、税別)

業 者 名	代 表 者	入 札 価 格
愛媛トヨタ自動車株式会社西条・新居浜店	店長 重松 晃輔	1 6 , 3 0 0 , 0 0 0
愛媛日産自動車株式会社西条店	店長 蔵本 将彦	1 6 , 9 5 0 , 0 0 0
株式会社新日本ライフテック	代表取締役 大澤 慎哉	1 7 , 5 0 0 , 0 0 0

※金額は、入札書記載金額

5 落札金額 1 7 , 9 3 0 , 0 0 0 円

(注) 入札書記載金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額

議案第４２号 字の新設及び区域の変更について

(農業基盤整備課)

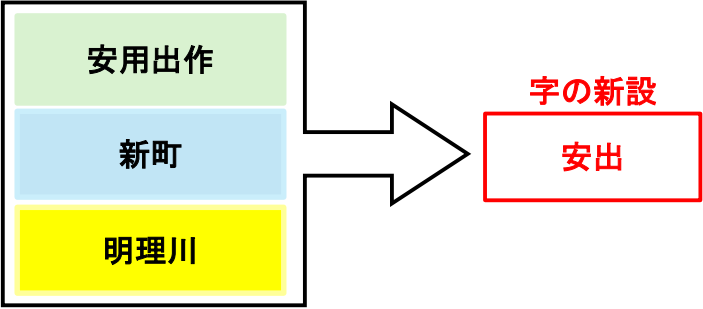
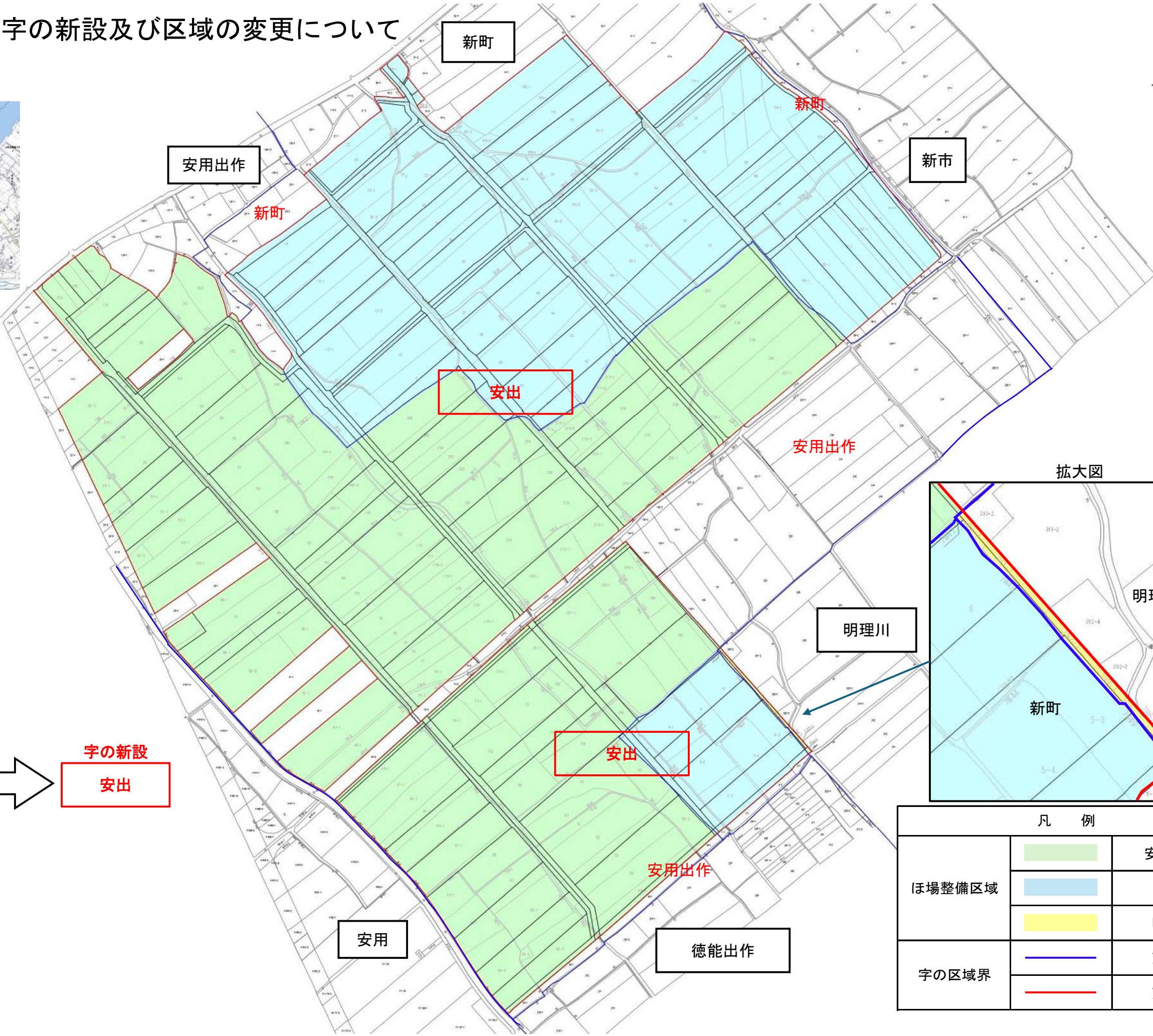
１ 提出の理由

平成２８年度から国営緊急農地再編整備事業（道前平野地区）を実施しており、１９換地区のうち、安用出作換地区の区画整理工事及び確定測量が完了したところである。

このたび、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該換地区に字を新設し、及び区域の変更をするため、議会の議決を求めるものである。

２ 概要

- (１) 事業名 国営緊急農地再編整備事業（道前平野地区）
- (２) 事業年度 平成２８年度から令和１１年度まで
- (３) 区画整理面積 安用出作換地区２６．８ｈａ（道前平野地区全体６５４ｈａ）
- (４) 新設する字 安出
- (５) 区域を変更する字 安用出作、新町、明理川

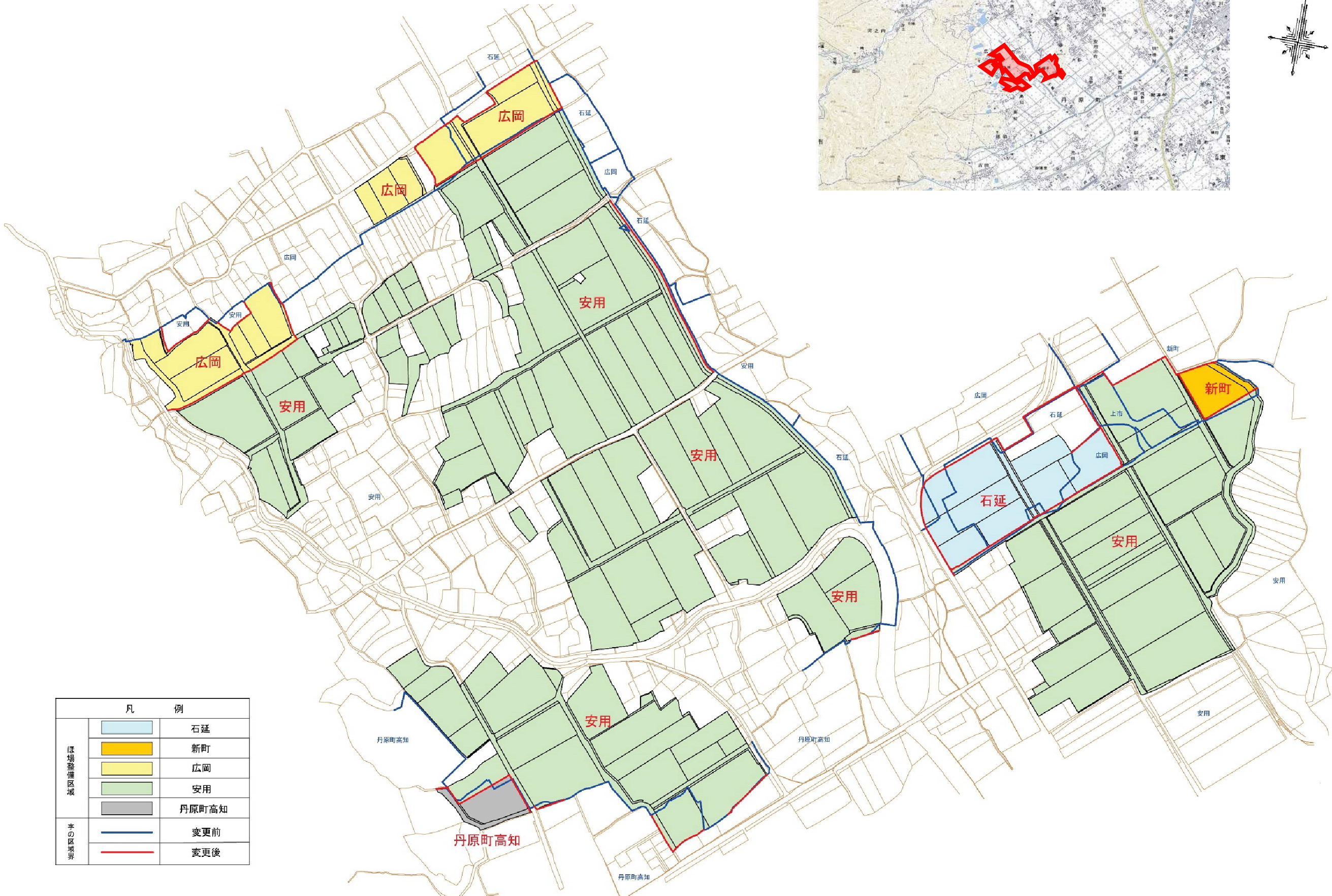


凡 例		
ほ場整備区域		安用出作
		新町
		明理川
字の区域界		変更前
		変更後

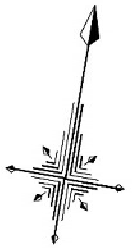
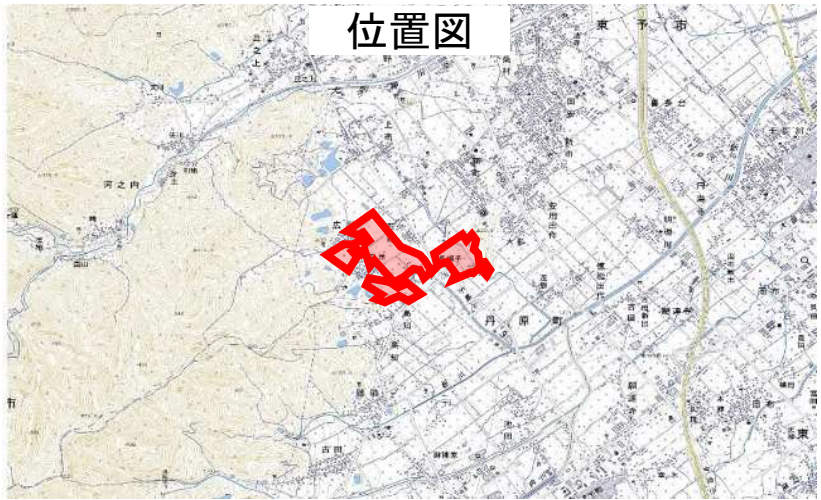
議案第 4 3 号 字の区域の変更について
(農業基盤整備課)

- 1 提出の理由
- 平成 2 8 年度から国営緊急農地再編整備事業（道前平野地区）を実施しており、1 9 換地区のうち、安用換地区の区画整理工事及び確定測量が完了したところである。
- このたび、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該換地区内の字の区域を変更するため、議会の議決を求めるものである。
- 2 概要
- (1) 事業名 国営緊急農地再編整備事業（道前平野地区）
 - (2) 事業年度 平成 2 8 年度から令和 1 1 年度まで
 - (3) 区画整理面積 安用換地区 3 1 . 3 h a（道前平野地区全体 6 5 4 h a）
 - (4) 区域を変更する字 石延、上市、新町、広岡、安用、丹原町高知

議案第 4 3 号資料 字の区域の変更について



凡 例	
ほ場整備区域	石延
	新町
	広岡
	安用
	丹原町高知
字の区域界	変更前
	変更後



議案第 4 4 号 土地改良事業の施行について
(農林土木課)

- 1 提出の理由
- 小松町新屋敷地区「高川南ポンプ場」に揚水ポンプの更新を、愛媛県単独土地改良事業にて実施するに当たり、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。
- 2 概要
- (1) 地区名

小松町新屋敷地区「高川南ポンプ場」

(2) 工種

かんがい排水

(3) 事業費

4, 7 0 0, 0 0 0 円

(4) 受益面積

2 1. 3 ヘクタール

(5) 受益者数

2 2 戸

(6) 整備内容

揚水ポンプ更新 φ100 15kW 1 基

(7) 事業期間

令和 8 年度

議案第44号資料 土地改良事業の施行について

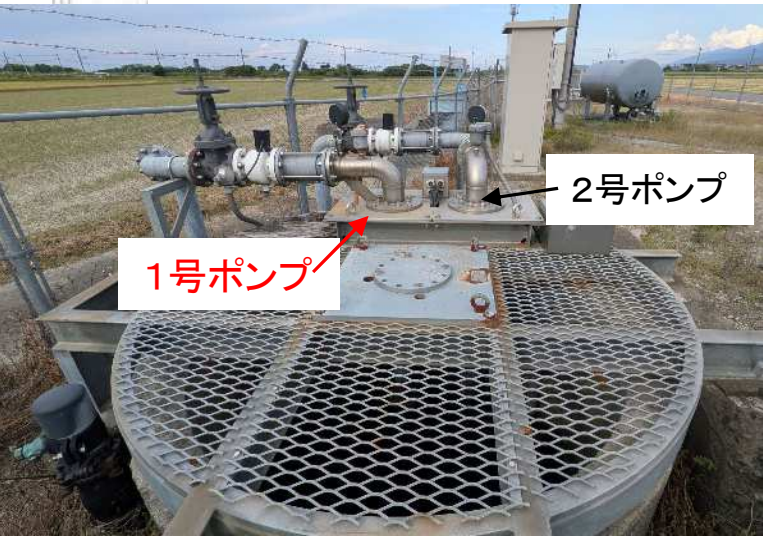
小松町新屋敷地区「高川南ポンプ場」

位置図

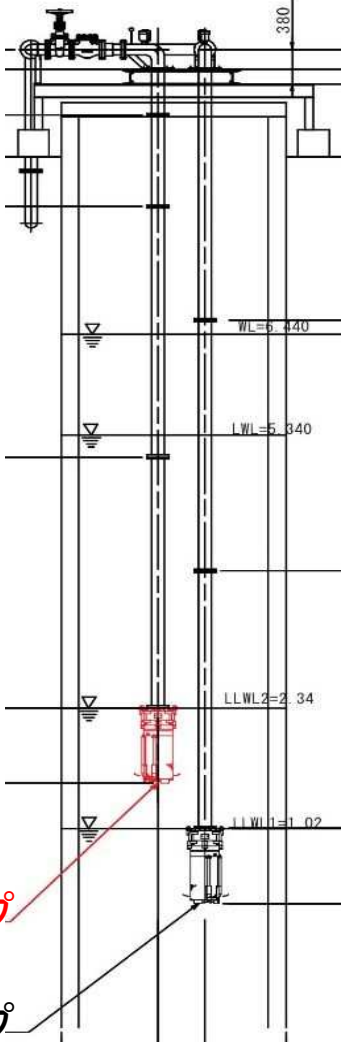
都谷川

JR予讃線

国道11号線



事業概要	
受益面積	21.3ha
主要工事	揚水ポンプ更新 φ100 15KW 1基
事業量	工事費 一式
事業費	4,700千円
関連事業	なし
事業主体	西条市



1号ポンプ
更新
2号ポンプ

	施工箇所
	受益区域

議案第 4 5 号 特定事業契約の一部変更について
(教育総務課)

- 1 提出の理由
- 西教総第 3 7 9 号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備 P F I 事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 1 7 号)第 1 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。
- 2 概要
- (1) 変更契約金額
- 1, 9 9 2, 7 7 2, 4 7 1 円
(1, 0 2 2, 4 9 5 円の増)
- (2) 契約の相手方
- 西条市朔日市 3 0 0 番地 1
株式会社西条学校空調 P F I サービス
代表取締役 後 藤 裕 治
- (3) 変更内容
- 令和 7 年西条市議会第 3 回 6 月定例会において議決された変更契約の締結時と比較して物価指数が契約で定める割合を超えて変動したことに伴い、当初の契約期間のうち、令和 8 年 4 月 1 日から契約が満了する令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの間について、空調設備の維持管理のサービス対価を増額するもの

議案第 4 6 号 西条市行政手続条例の一部を改正する条例について
(総務課)

- 1 提出の理由
 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会
 形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）が施行されたこ
 とに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。
- 2 概要
 不利益処分を行う場合における聴聞又は弁明の機会の付与の通知を、公示
 送達で行う場合について、インターネットを用いる方法により行うこととす
 るとともに、掲示場での書面の掲示による方法又は事務所に設置したパソコ
 ン画面での表示による方法により行うこととするものである。
- 3 施行期日
 公布の日

議案第 4 7 号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 寄附金税額控除(ふるさと納税)における特例控除額の控除上限額が改正されることに伴う規定の整備を行う。
- (2) 特定暗号資産の所得に対する課税方式が「総合課税」から上場株式等と同様の「申告分離課税」に変更されることに伴い、当該所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する規程を定める。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び住居の居住要件を、それぞれ 5 年間延長する。
- (4) 個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲が拡大されたことに伴う規定の整備を行う。
- (5) 物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点を、家屋にあつては 2 0 万円から 3 0 万円に、償却資産にあつては 1 5 0 万円から 1 8 0 万円に、それぞれ引き上げる。

3 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日。ただし、固定資産税の免税点の引上げに関する改正規定にあつては令和 9 年 4 月 1 日と、寄附金税額控除に関する改正規定等にあつては令和 1 0 年 1 月 1 日と、特定暗号資産に係る課税の特例に関する改正規定にあつては金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日とする。

議案第 4 7 号資料 西条市税条例の一部を改正する条例 主な改正点

1 ふるさと納税制度の見直しによる措置（第 3 4 条の 7、附則第 7 条の 4 関係）

個人住民税に対する寄附金に係る寄附金税額控除（「ふるさと納税」）について、特例控除額の控除限度額を、現行の個人住民税所得割額の 2 割から、個人住民税所得割額の 2 割と市民税額 1 1 5 万 8 千円とのいずれか低い金額を申告するもの。

（注 1） 上記の改正は、令和 1 0 年度分以後の個人住民税から適用する。

（注 2） 上記の改正は、特例控除額の控除限度額についての改正であり、基本控除額（寄附金額の 1 0 % 相当）の控除限度額を設けるものではない。

2 特定暗号資産取引に係る課税の見直しによる措置（附則第 7 条の 4、附則第 1 9 条の 3（新設）関係）

居住者等が、暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。「特定暗号資産」という。）の譲渡等をした場合には、その譲渡所得等については、他の所得と分離して課税するもの。

（注） 上記の改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年 1 月 1 日以後に行う特定暗号資産の譲渡等から適用する。

改正内容	改 正 前	改 正 後
所得区分	原則：雑所得	譲渡所得等
課税方法	総合課税	分離課税
税 率	約 5 % ～ 約 5 5 % の累進課税	約 2 0 % (所得税 1 5 % ・住民税 5 %)
損失の繰越	不 可	最大 3 年間可能

3 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う措置（附則第 7 条の 3、附則第 7 条の 3 の 2 関係）

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用要件について、適用期限を令和 2 0 年から令和 2 5 年に延長するほか、住宅の居住要件を令和 7 年 1 2 月 3 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までに延長するもの。

（注） 上記の改正は令和 9 年度以降の個人住民税に適用する。

4 個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る措置（第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 3 の 2、第 3 6 条 3 の 3 の 3 関係）

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、個人住民税と所得税との課税ベースが異なるため、一部の扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者の情報が得られないことから、提出義務の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの。

（注） 上記の改正は、令和 9 年 1 月 1 日以後に支払われる公的年金等について適用する。

5 固定資産税の免税点の見直しによる措置（第 6 3 条関係）

物価上昇が継続していることを踏まえ、税制において長年据え置かれたままの基準額について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう見直すもの。

（注） 上記の改正は、令和 9 年度以後の固定資産税について適用する。

固定資産税の 免税点	固定資産	改 正 前	⇒	改 正 後
	土 地 ※	30 万円		30 万円
	家 屋	20 万円		30 万円
	償却資産	150 万円		180 万円

～ 固定資産税の免税点とは ～

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計額が免税点の各金額に満たない場合、固定資産税は課税されない。

※土地は前回の見直しが行われた平成 3 年と比較して、地価が下落していることから据え置かれる。

議案第48号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(課税課)

1 提出の理由
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が施行されたこと等に伴い、及び令和8年度の国民健康保険税の税率を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要
(1) 子ども・子育て支援納付金分の創設
子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課項目について、従来の「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」に、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するとともに、「子ども・子育て支援納付金課税額」に係る課税限度額などの項目を追加する。
(2) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ
ア 国が示す限度額基準に基づき、基礎課税額の限度額を66万円から67万円に引き上げる。
イ 子ども・子育て支援納付金の限度額を新たに3万円に定める。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額（医療分）	<u>67万円</u>	<u>66万円</u>
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	（現行どおり）	26万円
介護納付金課税額（介護分）	（現行どおり）	17万円
子ども・子育て支援納付金分（子ども分）	<u>3万円</u>	-

(3) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ
ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の30万5,000円から31万円に引き上げる。
イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者

及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の56万円から57万円に引き上げる。

区 分	軽 減 対 象 世 帯 の 判 定 基 準	
	改 正 案	現 行
7割軽減世帯	（現行どおり）	世帯の合計所得≦430,000円+100,000円×（給与所得者等 ^{※1} の数-1）
5割軽減世帯	世帯の合計所得≦430,000円+ <u>310,000円</u> ×（被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円×（給与所得者等の数-1）	世帯の合計所得≦430,000円+ <u>305,000円</u> ×（被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減世帯	世帯の合計所得≦430,000円+ <u>570,000円</u> ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000円×（給与所得者等の数-1）	世帯の合計所得≦430,000円+ <u>560,000円</u> ×（被保険者数+特定同一世帯所属者数)+100,000円×（給与所得者等の数-1）

※1 給与所得者等 給与収入が65万円を超える者、公的年金等収入が60万円を超える65歳未満の者又は公的年金等収入が125万円を超える65歳以上の者
2 特定同一世帯所属者 後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属するもの

(4) 税率及び軽減額の改定
ア 基礎課税額（医療分）
(ア) 所得割額 7.34%（現行 6.71%）
(イ) 被保険者均等割額（1人につき）31,450円（現行28,840円）
(ウ) 世帯別平等割額
特定（継続）世帯以外 20,990円（現行18,970円）
特定世帯 10,495円（現行9,485円）
特定継続世帯 15,742円（現行14,227円）
(エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
・7割軽減世帯（1人につき） 22,015円（現行20,188円）

- ・ 5割軽減世帯(1人につき) 15,725円(現行14,420円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 6,290円(現行 5,768円)
- (オ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 4,718円(現行 4,326円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 7,863円(現行 7,210円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 12,580円(現行11,536円)
 - ・ 軽減世帯以外(1人につき) 15,725円(現行14,420円)
- (カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 14,693円(現行13,279円)
 - 特定世帯 7,347円(現行 6,640円)
 - 特定継続世帯 11,020円(現行 9,959円)
 - ・ 5割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 10,495円(現行 9,485円)
 - 特定世帯 5,248円(現行 4,743円)
 - 特定継続世帯 7,871円(現行 7,114円)
 - ・ 2割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 4,198円(現行 3,794円)
 - 特定世帯 2,099円(現行 1,897円)
 - 特定継続世帯 3,149円(現行 2,846円)
- イ 後期高齢者支援金等課税額(支援分)
- (ア) 所得割額 2.88%(現行 2.78%)
- (イ) 被保険者均等割額(1人につき) 12,320円(現行11,730円)
- (ウ) 世帯別平等割額
- ・ 特定(継続)世帯以外 8,090円(現行 7,710円)
 - ・ 特定世帯 4,045円(現行 3,855円)
 - ・ 特定継続世帯 6,067円(現行 5,782円)
- (エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 8,624円(現行 8,211円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 6,160円(現行 5,865円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 2,464円(現行 2,346円)
- (オ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 1,848円(現行 1,760円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 3,080円(現行 2,933円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 4,928円(現行 4,692円)
 - ・ 軽減世帯以外(1人につき) 5,865円(現行 5,865円)

- (カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 5,663円(現行 5,397円)
 - 特定世帯 2,832円(現行 2,699円)
 - 特定継続世帯 4,247円(現行 4,048円)
 - ・ 5割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 4,045円(現行 3,855円)
 - 特定世帯 2,023円(現行 1,928円)
 - 特定継続世帯 3,034円(現行 2,891円)
 - ・ 2割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 1,618円(現行 1,542円)
 - 特定世帯 809円(現行 771円)
 - 特定継続世帯 1,214円(現行 1,157円)
- ウ 介護納付金課税額(介護分)
- (ア) 所得割額 2.68%(現行 2.38%)
- (イ) 被保険者均等割額(1人につき) 12,820円(現行12,200円)
- (ウ) 世帯別平等割額 6,280円(現行 5,990円)
- (エ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 8,974円(現行 8,540円)
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 6,410円(現行 6,100円)
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 2,564円(現行 2,440円)
- (オ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯について 4,396円(現行 4,193円)
 - ・ 5割軽減世帯について 3,140円(現行 2,995円)
 - ・ 2割軽減世帯について 1,256円(現行 1,198円)
- エ 子ども・子育て支援納付金課税額(支援分)
- (ア) 所得割額 0.26%
- (イ) 被保険者均等割額(1人につき) 1,110円
- (ウ) 18歳以上被保険者均等割額(1人につき) 40円
- (エ) 世帯別平等割額
- ・ 特定(継続)世帯以外 730円
 - ・ 特定世帯 365円
 - ・ 特定継続世帯 547円
- (オ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・ 7割軽減世帯(1人につき) 777円
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 555円

- ・ 2割軽減世帯(1人につき) 222円
- (カ) 軽減世帯の18歳以上被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯(1人につき) 28円
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 20円
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 8円
- (キ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯(1人につき) 167円
 - ・ 5割軽減世帯(1人につき) 278円
 - ・ 2割軽減世帯(1人につき) 444円
 - ・ 軽減世帯以外(1人につき) 555円
- (ク) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。
 - ・ 7割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 511円
 - 特定世帯 256円
 - 特定継続世帯 383円
 - ・ 5割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 365円
 - 特定世帯 183円
 - 特定継続世帯 274円
 - ・ 2割軽減世帯について
 - 特定(継続)世帯以外 146円
 - 特定世帯 73円
 - 特定継続世帯 110円

3 施行期日等

- (1) 施行期日
公布の日
- (2) 適用区分
改正後の条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 4 8 号資料 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 主な改正点

1 子ども・子育て支援納付金分の創設

子ども・子育て支援金制度の支援納付金対象費用に充てるため、国民健康保険税の賦課項目について、従来の「基礎課税額」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」に、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」を追加するとともに、「子ども・子育て支援納付金課税額」に係る課税限度額などの項目を追加する。

2 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

- (1) 国が示す限度額基準に基づき、基礎課税額の限度額を現行の 6 6 万円から 6 7 万円に引き上げる。
- (2) 子ども・子育て支援納付金分の限度額を新たに 3 万円に定める。

区分	課税限度額	
	改正後	現行
基礎課税額（医療分）	6 7 万円	6 6 万円
後期高齢者支援金等課税額（支援分）	（現行どおり）	（現行どおり）
介護納付金課税額（介護分）	（現行どおり）	（現行どおり）
子ども・子育て支援納付金分（子ども分）	3 万円	—

3 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

- (1) 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗すべき金額を現行の 3 0 万 5 , 0 0 0 円から 3 1 万円に引き上げる。
- (2) 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗すべき金額を現行の 5 6 万円から 5 7 万円に引き上げる。

区分	軽減対象世帯の判定基準	
	改正後	現行
7 割軽減世帯	（現行どおり）	世帯の合計所得 ≤ 430, 000 円 + 100, 000 円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)
5 割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 430, 000 円 + 310, 000 円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 ^{※2} 数) + 100, 000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の合計所得 ≤ 430, 000 円 + 305, 000 円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者 ^{※2} 数) + 100, 000 円 × (給与所得者等の数 - 1)
2 割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ 430, 000 円 + 570, 000 円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 100, 000 円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の合計所得 ≤ 430, 000 円 + 560, 000 円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 100, 000 円 × (給与所得者等の数 - 1)

※ 1 給与所得者等 給与収入が 6 5 万円を超える者、公的年金等収入が 6 0 万円を超える 6 5 歳未満の者又は公的年金等収入が 1 2 5 万円を超える 6 5 歳以上の者

2 特定同一世帯所属者 後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属するもの

4 税率及び軽減額の改定

※原則として、県が示す標準保険料率(10円未満切捨て)の通りの額であるが、基礎課税分(医療分)の均等割に限り、その額から500円を引き下げた額としている。

(1) 基礎課税額(医療分)

ア 所得割額(所得割)の税率

現 行	改定後	増 減
6.71 %	7.34 %	0.63 %

イ 被保険者均等割額(均等割)及び軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
均等割 (1人につき)	28,840 円	※ 31,450 円	2,610 円
7割軽減世帯における軽減額 (")	20,188 円	22,015 円	1,827 円
5割軽減世帯における軽減額 (")	14,420 円	15,725 円	1,305 円
2割軽減世帯における軽減額 (")	5,768 円	6,290 円	522 円

ウ 未就学児の軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
7割軽減世帯における軽減額 (1人につき)	4,326 円	4,718 円	392 円
5割軽減世帯における軽減額 (")	7,210 円	7,863 円	653 円
2割軽減世帯における軽減額 (")	11,536 円	12,580 円	1,044 円
軽減世帯以外における軽減額 (")	14,420 円	15,725 円	1,305 円

エ 世帯別平等割額(平等割)及び軽減世帯における平等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
平等割	特定(継続)世帯以外	18,970 円	20,990 円
	特定世帯	9,485 円	10,495 円
	特定継続世帯	14,227 円	15,742 円
7割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	13,279 円	14,693 円
	特定世帯	6,640 円	7,347 円
	特定継続世帯	9,959 円	11,020 円
5割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	9,485 円	10,495 円
	特定世帯	4,743 円	5,248 円
	特定継続世帯	7,114 円	7,871 円
2割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	3,794 円	4,198 円
	特定世帯	1,897 円	2,099 円
	特定継続世帯	2,846 円	3,149 円

(2) 後期高齢者支援金等課税額(支援分)

ア 所得割額(所得割)の税率

現 行	改定後	増 減
2.78 %	2.88 %	0.10 %

イ 被保険者均等割額(均等割)及び軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
均等割 (1人につき)	11,730 円	12,320 円	590 円
7割軽減世帯における軽減額 (")	8,211 円	8,624 円	413 円
5割軽減世帯における軽減額 (")	5,865 円	6,160 円	295 円
2割軽減世帯における軽減額 (")	2,346 円	2,464 円	118 円

ウ 未就学児の軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
7割軽減世帯における軽減額 (1人につき)	1,760 円	1,848 円	88 円
5割軽減世帯における軽減額 (")	2,933 円	3,080 円	147 円
2割軽減世帯における軽減額 (")	4,692 円	4,928 円	236 円
軽減世帯以外における軽減額 (")	5,865 円	6,160 円	295 円

エ 世帯別平等割額(平等割)及び軽減世帯における平等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
平等割	特定(継続)世帯以外	7,710 円	8,090 円
	特定世帯	3,855 円	4,045 円
	特定継続世帯	5,782 円	6,067 円
7割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	5,397 円	5,663 円
	特定世帯	2,699 円	2,832 円
	特定継続世帯	4,048 円	4,247 円
5割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	3,855 円	4,045 円
	特定世帯	1,928 円	2,023 円
	特定継続世帯	2,891 円	3,034 円
2割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	1,542 円	1,618 円
	特定世帯	771 円	809 円
	特定継続世帯	1,157 円	1,214 円

(3) 介護納付金課税額(介護分)

ア 所得割額(所得割)の税率

現 行	改定後	増 減
2.38 %	2.68 %	0.30 %

イ 被保険者均等割額(均等割)及び軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
区 分 (1人につき)	12,200 円	12,820 円	620 円
7割軽減世帯における軽減額 (")	8,540 円	8,974 円	434 円
5割軽減世帯における軽減額 (")	6,100 円	6,410 円	310 円
2割軽減世帯における軽減額 (")	2,440 円	2,564 円	124 円

ウ 世帯別平等割額(平等割)及び軽減世帯における平等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
区 分 (1人につき)	5,990 円	6,280 円	290 円
7割軽減世帯における軽減額 (")	4,193 円	4,396 円	203 円
5割軽減世帯における軽減額 (")	2,995 円	3,140 円	145 円
2割軽減世帯における軽減額 (")	1,198 円	1,256 円	58 円

(4) 子ども・子育て支援納付金分

ア 所得割額(所得割)の税率

現 行	改定後	増 減
-	0.26 %	皆増

イ 被保険者均等割額(均等割)及び軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
均等割 (1人につき)	-	1,110 円	皆増
7割軽減世帯における軽減額 (")	-	777 円	皆増
5割軽減世帯における軽減額 (")	-	555 円	皆増
2割軽減世帯における軽減額 (")	-	222 円	皆増

ウ 18歳以上被保険者均等割額(18歳以上均等割)及び軽減世帯における18歳以上均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
均等割 (1人につき)	-	40 円	皆増
7割軽減世帯における軽減額 (")	-	28 円	皆増
5割軽減世帯における軽減額 (")	-	20 円	皆増
2割軽減世帯における軽減額 (")	-	8 円	皆増

エ 未就学児の軽減世帯における均等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
7割軽減世帯における軽減額 (1人につき)	-	167 円	皆増
5割軽減世帯における軽減額 (")	-	278 円	皆増
2割軽減世帯における軽減額 (")	-	444 円	皆増
軽減世帯以外における軽減額 (")	-	555 円	皆増

オ 世帯別平等割額(平等割)及び軽減世帯における平等割軽減額

区 分	現 行	改定後	増 減
平等割	特定(継続)世帯以外	-	730 円
	特定世帯	-	365 円
	特定継続世帯	-	547 円
7割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	-	511 円
	特定世帯	-	256 円
	特定継続世帯	-	383 円
5割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	-	365 円
	特定世帯	-	183 円
	特定継続世帯	-	274 円
2割軽減世帯における軽減額	特定(継続)世帯以外	-	146 円
	特定世帯	-	73 円
	特定継続世帯	-	110 円

- ※ 1 特定世帯 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者がいる世帯で、かつ、国民健康保険の有資格者が1人になった世帯について、平等割（医療分と支援分）を2分の1軽減（適用期間5年間）
- 2 特定継続世帯 ※1の適用を受けた後の6年目から8年目までの間にある世帯について、平等割（医療分と支援分）を4分の1軽減（適用期間3年間）

5 西条市国民健康保険税課税総額等

(1)基礎課税額(医療分)

年 度 区 分			令和8年度													
			令和7年度		現行税率		改定後		対 令和7年度				対 現行税率			
									増減		増減率		増減		増減率	
			①		②		③		④=③－①		⑤=④／①		⑥=③－②		⑦=⑥／②	
課 税 総 額			1,144,537 千円		1,114,379 千円		1,165,870 千円		21,333 千円		1.9 %		51,491 千円		4.6 %	
被 保 険 者 数			19,857 人		18,225 人		18,225 人		▲ 1,632 人		▲ 8.2 %					
世 帯 数			13,520 世帯		12,603 世帯		12,603 世帯		▲ 917 世帯		▲ 6.8 %					
1 人 当 たり 税 額			57,639 円		61,146 円		63,971 円		6,332 円		11.0 %		2,825 円		4.6 %	
1 世 帯 当 たり 税 額			84,655 円		88,422 円		92,507 円		7,852 円		9.3 %		4,085 円		4.6 %	
課税割合	所得割	応能	43.0 %	43.0 %	43.2 %	43.2 %	43.0 %	43.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	▲ 0.2 %	▲ 0.2 %	▲ 0.5 %	▲ 0.5 %
	均等割	応益	40.0 %	57.0 %	39.1 %	56.8 %	39.2 %	57.0 %	▲ 0.8 %	0.0 %	▲ 2.0 %	0.0 %	0.1 %	0.2 %	0.3 %	0.4 %
	平等割		17.0 %		17.7 %	56.8 %	17.8 %	57.0 %	0.8 %		4.7 %		0.1 %		0.6 %	

(2)後期高齢者支援金等課税額(支援分)

年 度 区 分			令和8年度													
			令和7年度		現行税率		改定後		対 令和7年度				対 現行税率			
									増減		増減率		増減		増減率	
			①		②		③		④=③－①		⑤=④／①		⑥=③－②		⑦=⑥／②	
課 税 総 額			468,756 千円		456,042 千円		457,795 千円		▲ 10,961 千円		▲ 2.3 %		1,753 千円		0.4 %	
被 保 険 者 数			19,857 人		18,225 人		18,225 人		▲ 1,632 人		▲ 8.2 %					
世 帯 数			13,520 世帯		12,603 世帯		12,603 世帯		▲ 917 世帯		▲ 6.8 %					
1 人 当 たり 税 額			23,607 円		25,023 円		25,119 円		1,512 円		6.4 %		96 円		0.4 %	
1 世 帯 当 たり 税 額			34,671 円		36,185 円		36,324 円		1,653 円		4.8 %		139 円		0.4 %	
課税割合	所得割	応能	43.5 %	43.5 %	43.6 %	43.6 %	43.2 %	43.2 %	▲ 0.3 %	▲ 0.3 %	▲ 0.7 %	▲ 0.7 %	▲ 0.4 %	▲ 0.4 %	▲ 0.9 %	▲ 0.9 %
	均等割	応益	39.7 %	56.5 %	38.8 %	56.4 %	39.1 %	56.8 %	▲ 0.6 %	0.3 %	▲ 1.5 %	0.5 %	0.3 %	0.4 %	0.8 %	0.7 %
	平等割		16.8 %		17.6 %	56.4 %	17.7 %	56.8 %	0.9 %		5.4 %		0.1 %		0.6 %	

(3)介護納付金課税額(介護分)

年 度 区 分			令和8年度													
			令和7年度		現行税率		改定後		対 令和7年度				対 現行税率			
									増減		増減率		増減		増減率	
			①		②		③		④=③－①		⑤=④／①		⑥=③－②		⑦=⑥／②	
課 税 総 額			146,530 千円		140,500 千円		146,987 千円		457 千円		0.3 %		6,487 千円		4.6 %	
被 保 険 者 数			6,118 人		5,926 人		5,926 人		▲ 192 人		▲ 3.1 %					
世 帯 数			5,312 世帯		5,157 世帯		5,157 世帯		▲ 155 世帯		▲ 2.9 %					
1 人 当 たり 税 額			23,951 円		23,709 円		24,804 円		853 円		3.6 %		1,095 円		4.6 %	
1 世 帯 当 たり 税 額			27,585 円		27,245 円		28,502 円		917 円		3.3 %		1,257 円		4.6 %	
課税割合	所得割	応能	41.8 %	41.8 %	41.3 %	41.3 %	42.5 %	42.5 %	0.7 %	0.7 %	1.7 %	1.7 %	1.2 %	1.2 %	2.9 %	2.9 %
	均等割	応益	40.8 %	58.2 %	41.1 %	58.7 %	40.3 %	57.5 %	▲ 0.5 %	▲ 0.7 %	▲ 1.2 %	▲ 1.2 %	▲ 0.8 %	▲ 1.2 %	▲ 1.9 %	▲ 2.0 %
	平等割		17.4 %		17.6 %	58.7 %	17.2 %	57.5 %	▲ 0.2 %		▲ 1.1 %	▲ 1.1 %	▲ 0.4 %		▲ 2.3 %	

(4)子ども・子育て支援納付金分(子ども分)

年 度 区 分			令和7年度 ①		令和8年度											
					現行税率 ②		改定後 ③		対 令和7年度				対 現行税率			
									増減		増減率		増減		増減率	
									④=③-①		⑤=④/①		⑥=③-②		⑦=⑥/②	
課 税 総 額			-	-	-	-	40,686 千円		皆増		皆増		皆増		皆増	
被 保 険 者 数			-	-	-	-	18,225 人		皆増		皆増					
世 帯 数			-	-	-	-	12,603 世帯		皆増		皆増					
1 人 当 たり 税 額			-	-	-	-	2,232 円		皆増		皆増		皆増		皆増	
1 世 帯 当 たり 税 額			-	-	-	-	3,228 円		皆増		皆増		皆増		皆増	
課税割合	所得割	応能	-	-	-	-	43.2 %	43.2 %	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増
	均等割	応益	-	-	-	-	39.5 %	56.8 %	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増
	平等割		-	-	-	-	17.3 %		皆増		皆増	皆増	皆増	皆増	皆増	皆増

(5)全体(医療分+支援分+介護分+子ども分)

年 度 区 分			令和7年度 ①		令和8年度											
					現行税率 ②		改定後 ③		対 令和7年度				対 現行税率			
									増減		増減率		増減		増減率	
									④=③-①		⑤=④/①		⑥=③-②		⑦=⑥/②	
課 税 総 額			1,759,823 千円		1,710,000 千円		1,811,338 千円		51,515 千円		2.9 %		101,338 千円		5.9 %	
被 保 険 者 数			19,857 人		18,225 人		18,225 人		▲ 1,632 人		▲ 8.2 %					
世 帯 数			13,520 世帯		12,603 世帯		12,603 世帯		▲ 917 世帯		▲ 6.8 %					
1 人 当 たり 税 額			88,625 円		93,827 円		99,388 円		10,763 円		12.1 %		5,561 円		5.9 %	
1 世 帯 当 たり 税 額			130,164 円		135,682 円		143,723 円		13,559 円		10.4 %		8,041 円		5.9 %	
課税割合	所得割	応能	43.0 %	43.0 %	43.2 %	43.2 %	43.0 %	43.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	▲ 0.2 %	▲ 0.2 %	▲ 0.5 %	▲ 0.5 %
	均等割	応益	40.0 %	57.0 %	39.1 %	56.8 %	39.2 %	57.0 %	▲ 0.8 %	0.0 %	▲ 2.0 %	0.0 %	0.1 %	0.2 %	0.3 %	0.4 %
	平等割		17.0 %		17.7 %		17.8 %		0.8 %		4.7 %		0.1 %		0.6 %	

※当初調定ベース

6 西条市国民健康保険税 税率等改定案による負担状況試算例

ア 一般世帯への影響 (単位:円)

区分	所得金額	43万円以下		100万円		300万円		500万円		800万円		1,000万円	
	【参考】給与収入に換算	R7:93万円以下 R8:108万円以下		R7:155万円 R8:165万円		430万円		約678万円		995万円		1, 195万円	
1人 独身 (40歳未満)	令和7年度	⑦	20,100		121,200		311,000		500,800		785,500	限	920,000
	令和8年度	⑦	22,300	②	119,700		343,900		553,500		867,900		956,700
	増減額		2,200		▲ 1,500		32,900		52,700		82,400		36,700
	増減率(%)		10.9%		▲ 1.2%		10.6%		10.5%		10.5%		4.0%
1人 独身 (40歳以上 ～65歳未満)	令和7年度	⑦	25,500		152,900		390,300		627,700		955,500	限	1,090,000
	令和8年度	⑦	28,000	②	149,800		431,800		695,000		1,037,900		1,126,700
	増減額		2,500		▲ 3,100		41,500		67,300		82,400		36,700
	増減率(%)		9.8%		▲ 2.0%		10.6%		10.7%		8.6%		3.4%
2人 夫婦 (共に40歳以上 ～65歳未満)	令和7年度	⑦	41,300	⑤	136,600		443,100		680,500		996,100	限	1,090,000
	令和8年度	⑦	45,300	⑤	150,500		489,600		752,800		1,082,900		1,127,900
	増減額		4,000		13,900		46,500		72,300		86,800		37,900
	増減率(%)		9.7%		10.2%		10.5%		10.6%		8.7%		3.5%
3人 夫婦 (共に40歳未満) ＋ 未就学児1人	令和7年度	⑦	38,400	⑤	118,000		371,900		561,700		846,400	限	920,000
	令和8年度	⑦	42,300	⑤	130,300		410,800		620,400		934,800		957,900
	増減額		3,900		12,300		38,900		58,700		88,400		37,900
	増減率(%)		10.2%		10.4%		10.5%		10.5%		10.4%		4.1%
4人 夫婦 (共に40歳以上 ～65歳未満) ＋ 小学生1人 未就学児1人	令和7年度	⑦	59,600	⑤	167,100		504,000		741,400		1,057,000	限	1,090,000
	令和8年度	⑦	65,000	⑤	183,400		555,300		818,500		1,122,700		1,127,900
	増減額		5,400		16,300		51,300		77,100		65,700		37,900
5人 夫婦 (共に40歳以上 ～65歳未満) ＋ 大学生1人 中学生1人 未就学児1人	令和7年度	⑦	71,800	⑤	187,300	②	496,600		781,900		1,086,600	限	1,090,000
	令和8年度	⑦	78,400	⑤	205,800	②	547,800		863,300		1,123,800		1,129,000
	増減額		6,600		18,500		51,200		81,400		37,200		39,000
	増減率(%)		9.2%		9.9%		10.3%		10.4%		3.4%		3.6%

イ 公的年金等受給者世帯への影響 (単位:円)

区分	年金収入金額	150万円		200万円		250万円		300万円	
	所得金額	40万円		90万円		140万円		190万円	
1人 独身 (65歳以上)	令和7年度	⑦	20,100	②	98,300		159,200		206,700
	令和8年度	⑦	22,300	②	108,900		176,300		228,700
	増減額		2,200		10,600		17,100		22,000
	増減率(%)		10.9%		10.8%		10.7%		10.6%
2人 夫婦 (夫65歳以上 妻65歳未満)	令和7年度	⑦	37,600	⑤	107,400	②	192,800		265,300
	令和8年度	⑦	41,500	⑤	118,500	②	212,500		292,600
	増減額		3,900		11,100		19,700		27,300
	増減率(%)		10.4%		10.3%		10.2%		10.3%
2人 夫婦 (共に65歳以上)	令和7年度	⑦	32,200	⑤	98,400	②	178,300		247,200
	令和8年度	⑦	35,800	⑤	109,000	②	197,300		273,500
	増減額		3,600		10,600		19,000		26,300
	増減率(%)		11.2%		10.8%		10.7%		10.6%

注1 各世帯のうち有所得者は1人であるものとして試算
2 65歳以上となっている者は公的年金所得から15万円を差し引いた額で軽減の判定を行う。

凡例
⑦…7割軽減世帯
⑤…5割軽減世帯
②…2割軽減世帯
限…限度額課税世帯

区 分		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療分	令和7年度	6.71	28,840	18,970	660,000
	令和8年度改定案	7.34	31,450	20,990	670,000
支援分	令和7年度	3.09	12,720	8,440	260,000
	令和8年度改定案	2.88	12,320	8,090	260,000
介護分	令和7年度	2.38	12,200	5,990	170,000
	令和8年度改定案	2.68	12,820	6,280	170,000
子ども分	令和7年度	－	－	－	－
	令和8年度改定案	0.26	1,150	730	30,000

7 国民健康保険税率の推移

年 度	基 礎 課 税 分 （ 医 療 分 ）					介 護 納 付 金 課 税 分 （ 介 護 分 ）				
	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
平成17年度	7.60 %	22.00 %	27,000 円	22,000 円	530,000 円	1.30 %	5.00 %	6,200 円	3,400 円	80,000 円
平成18年度	8.00 %	〃	〃	〃	〃	1.40 %	〃	6,300 円	〃	90,000 円
平成19年度	〃	〃	〃	〃	560,000 円	〃	〃	〃	〃	〃

年 度	基 礎 課 税 分 （ 医 療 分 ）					後 期 高 齢 者 支 援 金 等 課 税 分 （ 支 援 分 ）					介 護 納 付 金 課 税 分 （ 介 護 分 ）					子 ど も ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分 （ 子 ど も 分 ）				
	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	課税限度額	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	課税限度額	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割	課税限度額	所 得 割	均 等 割	1 8 歳 以 上 均 等 割	平 等 割	課税限度額
平成20年度	6.40 %	17.60 %	21,600 円	17,600 円	470,000 円	1.60 %	4.40 %	5,400 円	4,400 円	120,000 円	1.40 %	5.00 %	6,300 円	3,400 円	90,000 円					
平成21年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	100,000 円					
平成22年度	〃	〃	〃	〃	500,000 円	〃	〃	〃	〃	130,000 円	〃	〃	〃	〃	〃					
平成23年度	〃	〃	〃	〃	510,000 円	〃	〃	〃	〃	140,000 円	〃	〃	〃	〃	120,000 円					
平成24年度	6.90 %	19.00 %	23,000 円	18,600 円	〃	1.70 %	4.80 %	5,800 円	4,800 円	〃	1.50 %	5.50 %	6,700 円	3,600 円	〃					
平成25年度	7.60 %	20.10 %	24,200 円	19,000 円	〃	1.90 %	5.10 %	6,200 円	5,200 円	〃	1.70 %	5.70 %	6,900 円	〃	〃					
平成26年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	160,000 円	〃	〃	〃	〃	140,000 円					
平成27年度	8.60 %	21.00 %	24,800 円	19,200 円	520,000 円	2.10 %	5.40 %	6,600 円	〃	170,000 円	1.90 %	〃	7,200 円	3,800 円	160,000 円					
平成28年度	〃	〃	〃	〃	540,000 円	〃	〃	〃	〃	190,000 円	〃	〃	〃	〃	〃					
平成29年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
平成30年度	〃	〃	〃	〃	580,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
令和元年度	〃	〃	〃	〃	610,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
令和2年度	〃	〃	〃	〃	630,000 円	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	170,000 円					
令和3年度	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
令和4年度	〃	〃	〃	〃	650,000 円	〃	〃	〃	〃	200,000 円	〃	〃	〃	〃	〃					
令和5年度	8.33 %	10.50 %	29,000 円	20,900 円	〃	2.53 %	2.70 %	9,000 円	6,400 円	220,000 円	2.17 %	2.85 %	9,600 円	5,100 円	〃					
令和6年度	7.87 %	廃止	33,250 円	22,070 円	〃	3.09 %	廃止	12,720 円	8,440 円	240,000 円	2.54 %	廃止	12,890 円	5,790 円	〃					
令和7年度	6.71 %	—	28,840 円	18,970 円	660,000 円	2.78 %	—	11,730 円	7,710 円	260,000 円	2.38 %	—	12,200 円	5,990 円	〃					
令和8年度(案)	7.34 %	—	31,450 円	20,990 円	670,000 円	2.88 %	—	12,320 円	8,090 円	〃	2.68 %	—	12,820 円	6,280 円	〃	0.26 %	1,110 円	40 円	730 円	30,000 円

※ は税率等改定

議案第 49 号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について
(介護保険課)

1 提出の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 4 2 0 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

令和7年度の住民税非課税者であって、令和8年度の保険料率の算定の特例を受けることにより令和8年度は課税されているとみなされる者について、当該特例がない場合と比較して高い保険料段階に決定されるときは、国の指針に基づき、申請がなくとも令和8年度保険料を減免できる旨を定めるものである。

3 施行期日

公布の日

議案第49号資料 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

- 令和7年度税制改正において、物価上昇及び就業調整に対応する観点から給与所得控除の最低保障額を引き上げる（55万円→65万円）見直しが行われ、これにより令和8年度の介護保険料算定において一部の被保険者の所得段階に移動が生じ、市町村の保険料収入が減少する可能性が出てくることとなった。
- 国においては、現介護保険事業計画期間中（令和6年度～令和8年度）における市町村の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、今回の税制改正による見直しの影響を遮断し、令和8年度においてのみ税制改正前の給与所得控除を適用し保険料算定を行えるよう介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正を行った。
- これにより、令和8年度において税制上は市町村民税が非課税となる者のうち、税制改正前の給与所得控除を適用し令和7年分の所得金額を算定した場合に非課税の基準に達しない者は、令和8年度分の保険料算定上は市町村民税が課されている者とみなされることとなった。
- しかしながら、上記のようなケースに該当する者のうちには、令和7年度において市町村民税が非課税で、令和8年度も引き続き非課税となるよう税制改正による控除の引上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行う者もあり、それらの者は先述のとおり令和8年度の保険料算定上は課税とみなされ、意図せず介護保険料が増額されてしまうこととなる。
- そのような者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、令和8年度においてのみ市町村の判断により当該者の保険料を令和7年度の保険料段階まで特例で減免できることとなったため、本市においても上記特例減免を行うにあたり、今回必要な条例改正を行うものである。

2 改正内容

介護保険条例の制定附則に、令和8年度における介護保険料の特例減免に関する規定を加える。

- 減免要件及び減免額
令和7年度及び令和8年度において市町村民税が非課税である者（第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）のうち、今般の政令改正による介護保険料算定において令和8年度は課税とみなされる者について、令和8年度分の介護保険料を令和7年度の保険料段階まで減免する。
- 申請不要
減免は本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請・認定に係る事務負担等を踏まえ、本人の個別申請を不要とする。なお、対象者については賦課決定前にシステム上で減免処理を行う。

3 施行期日

- 公布の日

議案第 50 号 西条市印鑑条例の一部を改正する条例について
(市民課)

1 提出の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

従来からの個人番号カードによるものに加えて、今回新たに交付される特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を用いて印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにする。

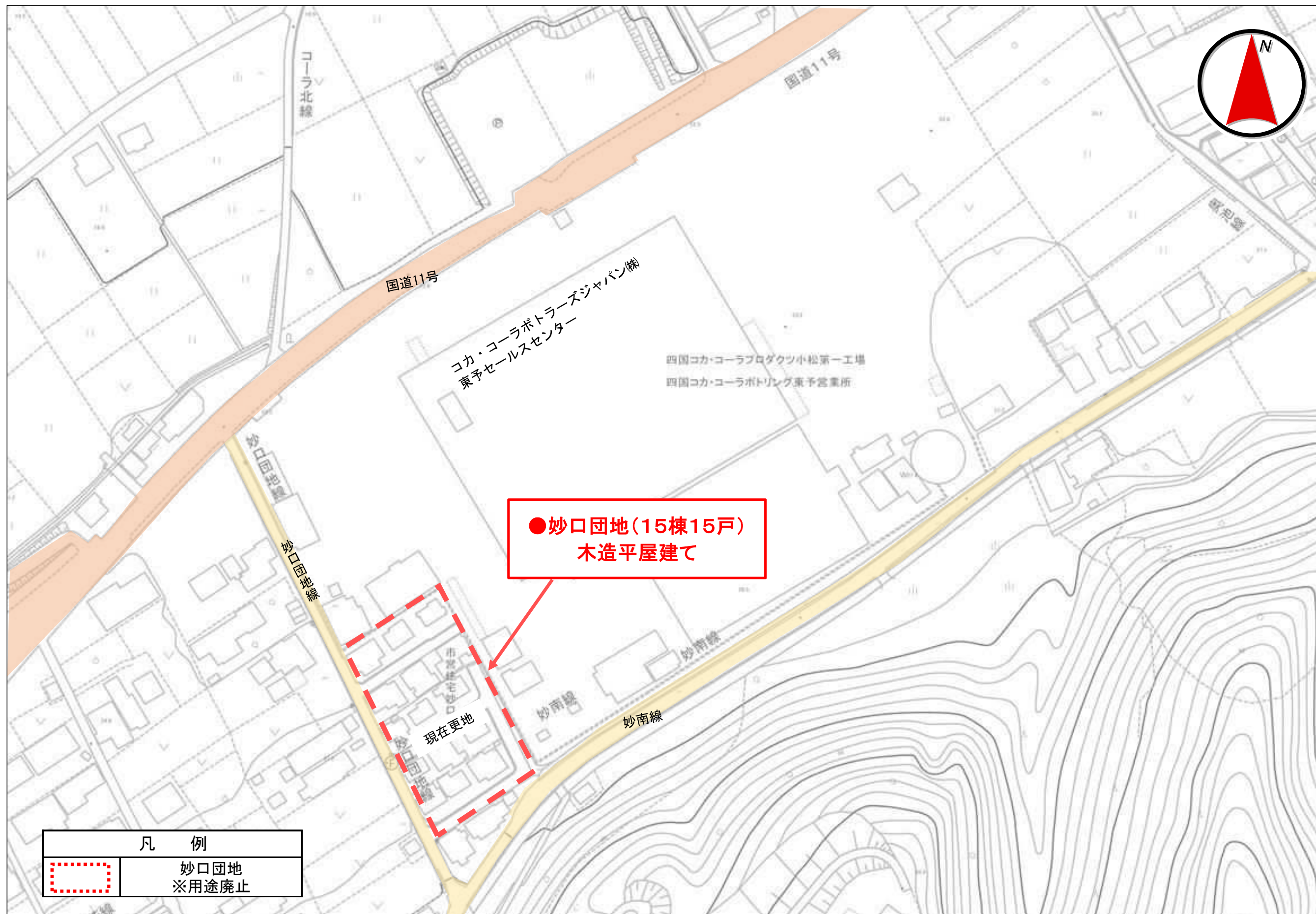
3 施行期日

公布の日

議案第 5 1 号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
(管財住宅課)

- 1 提出の理由
西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した妙口団地を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。
- 2 概要
別表の妙口団地に関する規定を削除する。
- 3 施行期日
公布の日

議案第51号資料 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
平面図(妙口団地)



報告第 4 号 令和 7 年度西条市繰越明許費繰越計算書について

(財政課)

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和 8 年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 2 1 事業の合計

繰越額		2, 0 9 3, 7 4 2, 0 0 0 円
充当財源	国庫支出金	1, 0 6 2, 1 4 4, 0 0 0 円
	県支出金	1 6 6, 1 0 5, 0 0 0 円
	市債	3 9 0, 7 0 0, 0 0 0 円
	分担金	4, 3 2 3, 0 0 0 円
	一般財源（繰越金）	4 7 0, 4 7 0, 0 0 0 円

報告第5号 令和7年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和7年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

管渠改良事業及び処理場改良事業において、国の補正予算を活用することに伴い、予算配分後の発注手続きに時間を要したこと、また、ポンプ場建設事業において、資材調達の遅れにより工程に遅れが生じたことにより、各事業の年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

5億563万6,000円

報告第6号 西条市土地開発公社の経営状況について

(用地課)

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和7年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和8年度予算関係

収益的收入及び支出予算	収入	1 1 6, 0 0 0 円
	支出	1 1 6, 0 0 0 円
資本的收入及び支出予算	収入	0 円
	支出	0 円
資 金 計 画	受入	2, 7 2 0, 0 0 0 円
	支払	1 1 6, 0 0 0 円

報告第7号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について
(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和7年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和8年度予算関係

經常収益	1 6, 9 4 5, 0 0 0 円
經常費用	1 4, 5 1 5, 5 2 0 円
差引（損益）	2, 4 2 9, 4 8 0 円

報告第 8 号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について

(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和 7 年度決算関係

- 事業報告
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 販売費及び一般管理費
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 決算監査意見書

(2) 令和 8 年度予算関係

収入予算	1 4 4 , 4 4 5 , 0 0 0 円
支出予算	1 4 3 , 7 0 7 , 0 0 0 円
差引（損益）	7 3 8 , 0 0 0 円

報告第 9 号 市道百軒巷 1 号線の道路の側溝蓋不全による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(建設道路課)

- 1 提出の理由
- 市道百軒巷 1 号線の道路の側溝蓋不全による物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。
- 2 概要
- 和解の内容等
- (1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 1 8 7 , 7 1 1 円
- (2) 支払等

道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。
- (3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
- (4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 1 0 号 物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処
分について

(建築課)

- 1 提出の理由
- 物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治
法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり
専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。
- 2 概要
- 和解の内容等
- (1) 損害賠償の額
- 車両の損害に係る額 金 5 2 , 9 6 5 円
- (2) 支払等
- 公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の
範囲内で相手方に支払う。
- (3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第 11 号 物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(消防本部消防総務課)

1 提出の理由

物損事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

看板の損害に係る額 金492,800円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。

報告第12号 権利の放棄について

(水道業務課)

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成２８年西条市条例第１号）第１６条の規定により権利を放棄したので、同条例第１７条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が破産等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 1 1 件

金額 97,806円